

振り込め詐欺等の犯罪被害金が返還されることになりました!

県内でも被害が多発していますが、6月に「振り込め詐欺救済法」が施行され、裁判を経ずに、迅速に被害金を返還する手続きが定められました。

被害に遭った可能性がある場合、すぐに警察や振込先の金融機関に連絡し、犯罪利用口座を速やかに凍結するよう求めましょう	犯罪利用口座は、預金保険機構のホームページで公表されます 預金保険機構ホームページ http://www.dic.go.jp	被害金の返還手続きは口座ごとに行われ、支払額は口座残高が被害者数及び振込金額で按分されます 金融機関から被害金が支払われるまで90日以上かかります
---	---	--

被害金の返還には、被害者の申請が必要です。被害者には高齢の方も多いため、手続きもれがないよう、周囲の方も十分に気を配り、金融機関への相談を働きかけてください。
犯罪の手口はますます巧妙化しています。「怪しい」と思ったら……

無視する すぐに振り込まない 一人で振り込まない

広島県警察本部では、騙しの手口を電話（音声情報）で紹介しています！ ※今年12月末まで（予定）
☎(082) 223-3746（2人3脚で、ミナシロウ）

あなたの株券、タンスの中に眠っていませんか？

来年1月、上場会社の株券電子化がスタート。盗難や紛失がなくなるメリットはありますが、本人名義でない株券は無効となってしまいうおそれがあるので要注意！

まずはお手元の株券名義を確認しましょう。

詳しくは、ホームページをご確認ください
日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター
<http://www.kessai-center.com>



消費生活情報紙 ひろしま スクエア

NO.25 (2008年10月発行)

発行：広島県生活センター (環境県民局総務管理部消費生活課)

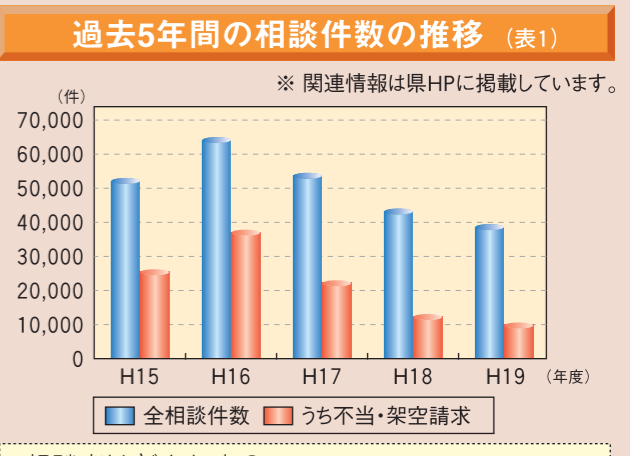
あなたのまちの消費生活相談窓口

市町	名称	電話番号	相談日	相談時間
広島市	広島市消費生活センター	082-225-3300	火を除く毎日(夜日も対応)	10:00~19:00
呉市	呉市消費生活センター	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30 (12:00~13:00は休み)
竹原市	竹原市消費生活相談室	0846-22-6965	火・木	10:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
三原市	三原市消費生活相談室	0848-67-6410	月~金	10:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
尾道市	尾道市消費生活センター	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00 (12:00~13:00は休み)
福山市	福山市消費生活センター	084-928-1188	月~金	8:30~16:30
府中市	府中市消費生活センター	0847-43-7106	火・金	10:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
三次市	三次市生活相談係	0824-62-6222	月・火・木・金	9:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
庄原市	庄原市市民生活課	0824-73-1228	水	9:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
大竹市	大竹市消費生活センター	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
東広島市	東広島市消費生活センター	082-421-7189	月~金	9:00~17:00 (12:00~13:00は休み)
廿日市市	廿日市市消費生活センター	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
安芸高田市	安芸高田市消費生活相談窓口	0826-42-1143	水	9:30~16:30 (12:00~13:00は休み)
江田島市	江田島市消費生活相談窓口	0823-40-2218	月~金	10:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
府中町	府中町地域振興課	082-286-3128	月~金	9:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
海田町	海田町消費生活相談コーナー	082-823-9208	木	9:30~16:00 (12:00~13:00は休み)
安芸太田町	安芸太田町産業振興課	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
北広島町	北広島町消費生活相談室	0826-72-5571	木	10:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
大崎上島町	竹原市消費生活相談室 大崎上島町役場総務課	0846-22-6965 0846-65-3111	火・木 奇数月の第1金	10:00~16:00 (12:00~13:00は休み) 10:00~15:00 (12:00~13:00は休み)
世羅町	世羅町生活安全相談窓口	0847-22-1111	水	9:00~16:00 (12:00~13:00は休み)
神石高原町	神石高原町企画課	0847-89-3332	月~金	9:00~16:00 (12:00~13:00は休み)

そのほかの町にも消費生活を担当する課（係）があります。

消費者トラブルにご用心! 平成19年度 消費生活相談状況から

県及び市町の窓口で受け付けた昨年度の消費生活相談は38,466件でした。このうち「不当・架空請求」は、10,004件の相談が寄せられ、騙しの手口もますます巧妙化していることから警戒が必要です(表1)。



その他の相談は、多いものから順に「融資サービス」「不動産賃借」「情報提供サービス」となっており、前年度と同様ですが、大手英会話学校の倒産を反映し、「教室・講座」が大きく伸び、第4位に浮上りました(表2)。

販売方法別では、「訪問販売」が大きく減少した一方、「マルチ・マルチまがい」に関する相談が増加しました(表3)。

窓口へ寄せられる相談はあくまで氷山の一角です。不安や疑問があれば、慌てて契約をせず、早めに市町や県の窓口にご相談しましょう。

商品・サービス別 (表2)		消費生活相談のトップ5		販売方法別 (表3)	
1位	融資サービス	4,875件	19%	1位	店舗販売
2位	不動産賃借	1,992件	7%	2位	訪問販売
3位	情報提供サービス	959件	11%	3位	通信販売
4位	教室・講座	909件	67%	4位	電話勧誘販売
5位	商品一般	648件	20%	5位	マルチ・マルチまがい

(注)表2,表3とも、「不当・架空請求」を除く。※は対前年度の増減の割合

広島県生活センター (環境県民局総務管理部消費生活課)
〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/category/1172217800155/index.html>
消費生活相談 ☎082-223-6111 受付時間:月曜~金曜日(祝日、年末年始を除く)
県民相談 ☎082-223-8811 9時~16時(12時~13時は休み)

目次
危険なマルチ商法に近づかないで! ...2~3 振り込め詐欺等の犯罪被害金の返還,株券電子化,相談窓口 ...4

危険なマルチ商法(連鎖販売取引)に近づかないで!

うまい儲け話にはウラがあるもの。興味本位で話を聞いたりせずキッパリ断りましょう。

こんなふうに誘われた経験ないですか?

ケース1
昔の友達から珍しく電話があり、「いい儲け話がある」と誘われて説明会に行った。「年会費40万円と手数料2万円を払ってインターネット上のサーバをレンタルする会員になり、さらに会員を紹介したら、手数料が入る。紹介だけで月収100万円も夢じゃない!誰でも手軽に始められ、簡単に儲かる有利なビジネス!」と勧誘された。本当かしら?

ケース2
大学の先輩から「短期のアルバイトがある」と誘われて事務所に行ったら、「健康食品を買って組織の販売員として登録し、商品を買ったり販売員を紹介すると利益が得られる」と勧められ、簡単に儲かる気になりクレジットで購入した。その後、友達や知り合いを勧誘してみたが、誰も買ってくれず収入はない。契約から1か月過ぎて退会しようとしたが、できないと言われた。本当かな?

こんな話はウソ。いつでも退会できます。これは、マルチ商法です!

そもそもマルチ商法ってどんなもの?

○特徴は?
・入会の際、商品を購入するなどの金銭的な負担がある
・人を紹介することによるマージンが入る
○どんな商品やサービスが多いの?
・健康食品、化粧品、浄水器、電話機・FAX、羽毛布団、婦人下着など
・会員だけが利用できるリゾートホテルの宿泊利用権、高級和牛のオーナー権、インターネット上のサーバのレンタル権など
○勧誘されやすい人は?
・商取引の知識や経験のない若者(学生)や主婦など
○どういった点が問題なの?
・勧誘の際に特異な成功例を挙げ、誰でも簡単に高収入が得られるかのような説明
・ピラミッド型会員システムは、勧誘が行き詰まる可能性が大きい
・入会時は被害者だが、新規会員を勧誘することで加害者にもなってしまおうおそれ
・夢中になっている本人は、友人や家族の忠告を聞かず、周囲から孤立してしまふ

ネズミ講との違いは?
商品の販売を介さず上位の人からお金なり有価証券を受け取る(金銭配当を目的)のがネズミ講。「無限連鎖講の防止に関する法律」で禁止され、参加した人も処罰の対象。一方、商品の販売を介しているのがマルチ商法。法律で厳しく規制されている

マルチ商法は法律で厳しく規制されています!

「特定商取引法」による主な規制は次のとおり

①不当な勧誘行為の禁止
消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項について、事実と異なることを告げたり、故意に事実を告げないこと

②広告の表示規制
商品の種類、特定負担、特定利益等を明示すること

嘘をつく、脅すなどした場合は刑事罰や行政処分の対象(業者だけでなく、勧誘をした全ての人)
例えば
・誰でも高収入が得られる
・参加者の個人的な都合によるマルチ商法ではない
・クーリング・オフは認められない
・ガンが治る、アトピーに効く
・飲むだけで5kg痩せる など

典型的なマルチ商法の勧誘パターン

お決まりの誘い文句
「今の自分に満足してる?」「紹介するだけで儲かるよ」「楽しいサークルに入らない?」「月収100万円!」「夢をかなえる企業説明会」「一緒に勝ち組になろう」「大丈夫!みんなまで応援するよ」「夢のニュービジネス」「負担したお金はすぐに元が取れるさ!」など

説明会や事務所まで
まず、組織・経営者・商品の素晴らしいさを説明。次にサクセスストーリーを語る。成功者が登場し、ビジネスへの参加を呼びかける

さらに会場を出てから
勧誘場所を喫茶店やファミリレストランに移し、契約するまで長時間にわたって説明し続ける

会場は興奮状態。冷静な判断ができず、自分も成功者になれると思ってしまう。延々と勧誘され、最後は根負けして、ついに契約してしまつて、後悔

マルチ商法の組織イメージ

商品やサービスを購入して販売組織に入会した人が、次々に友人や知人を勧誘し、会員を増やしながらかつていくピラミッド型会員システム。上位の人のみが儲かる仕組み。毎日1人が2人に販売していくとすると、たった28日間で日本中のすべての人に商品が行き渡る計算

商品を購入するため、消費者金融を利用させられたり、友人や親戚など断りにくい身近な人を勧誘するため、人間関係を壊してしまうことにもなりかねない

マルチ商法関連の最近の事件では、独自の電子マネー「円天」を発行して出資を募っていた「L&G」や、海外でのえび養殖事業による高利の配当をうたって、資金を集めていた「ワールドオーシャンファーム」が話題になりました。いずれも実体のない儲け話ばかりでした。

困ったときは、早めに市町の相談窓口か県生活センターへ相談しましょう!

契約してしまったら?

契約書面を受け取った日または再販売のために購入した商品の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から20日以内であれば、無条件にクーリング・オフができます

クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、将来に向かって契約を解除(中途解約)して退会することができます。また、入会して1年を経過していない人が組織を退会した場合、商品の引渡しを受けてから90日を経過していない未使用の商品であれば、返品の上、90%相当の返金を受けられます

クーリング・オフの方法 ~ハガキで通知するときの書き方~

★通知は必ず20日以内に書面です!
・簡易書留などにして郵便局から発送
・ハガキは両面ともコピーして保管
・クレジットで支払うことになった場合は、クレジット会社へも同様のハガキを出す

既に代金を支払っている場合や、受け取った商品がある場合に記入。クレジット会社に出す通知は不要

契約の解除(申込みの撤回)の通知
契約(申込み)の年月日
契約の金額
商品名
販売店名
右契約(申込み)は解除(撤回)の通知
商品名
住所
氏名
〒
は解除(撤回)の通知
商品名
住所
氏名
〒

人を紹介するだけで儲かることはなく、ましてや、素人が商品販売することは簡単ではありません。甘い言葉に乗らないようにしましょう!

目的を告げずに誘われたイベントは「マルチ商法」の誘いかも?